

＜JETRO 緊急ウェビナー＞

特定の非移民ビザの入国を 一時停止する大統領令の解説

2020年6月24日

RBL Partners PLLC 代表弁護士
ボアズ 麗奈

自己紹介



ボアズ麗奈
RBL Partners
代表弁護士

<略歴>

ニューヨーク州弁護士。ニューヨーク大学経済学部、フォーダムロースクール卒業。全米最大の移民法弁護士事務所、Fragomen, Del Rey Bernsen & Loewyにて多くの在米日系企業を担当。2010年に独立し、RBL Partnersを設立する。米国移民法を専門とし、雇用法、コンプライアンス対策等の法的サポートを提供しながら、講演・執筆も多数実施。JETRO NYを通して進出企業やスタートアップの法務アドバイザーを務め、数々の在米日系企業の顧問弁護士でもある。2017~20年、4年連続でNew York Super Lawyers (Rising Stars Under 40) に選ばれる。

<会社概要>

RBL Partners法律事務所は2010年に設立。ニューヨークを拠点に、ロサンゼルス、東京にも展開し、全米及び日本からも相談を受けている。在米日系企業を対象に、米国ビザ各種や労務全般・会社法など、幅広い法律分野をサポート。弁護士及びリーガルスタッフは全員バイリンガルで、日本語でアドバイスを提供している。

Super Lawyers

RISING STARS 2018

アジェンダ

- ❖ 大統領令の解説
 - ① 移民ビザに対する制限
 - ② 非移民ビザに対する制限
 - ③ 対象外カテゴリー
- ❖ 今後の見通し
- ❖ 良くある質問
- ❖ 戦略① 米国外にいる新規赴任予定者
- ❖ 戦略② 米国内にいるLビザ就労者
- ❖ Q&A 応答

大統領令について

【名称】 大統領令、「2019年新型コロナウイルス大流行後の経済回復期における米国労働市場へのリスクとなる移民及び非移民の入国の停止」

(Presidential Proclamation Suspending Entry of Immigrants and Nonimmigrants Who Present Risk to the U.S. Labor Market During the Economic Recovery Following the 2019 Novel Coronavirus Outbreak)

【法律】 Immigration & Nationality Act (INA) sections 212(f) and 215(a) and 3 U.S.C. section 301

【適応期間】 2020年6月24日12:01AM (ET) ~ 2020年12月31日 (延長の可能性あり)

【概要】

1. 米国外からの移民の受入停止を12月31日まで延長（4月22日に発令された大統領令の延長）
2. 特定の非移民ビザ（H-1B, H-2B, L-1, 一部のJ-1ビザカテゴリーと帯同家族）の入国を一時停止
入国の一時停止は、以下の2つの条件に該当する方にのみ適用されます。
 - ▶ 6月24日時点で、米国外に滞在している。
 - ▶ 6月24日時点で、有効な非移民ビザ（または他の渡航許可等）を保持していない

① 移民の受入停止を12月31日まで延長

【概要】 トランプ大統領は、4月22日に発令された大統領令「移民受入停止」(Proclamation 10014) の適応期間を12月31日まで延長。

【対象者は?】 米国外から移民ビザ（グリーンカード）を申請する外国人

【制限は?】 移民ビザ（グリーンカード）の発給を12月31日まで停止

▶ 対象外：

- ～米国内でグリーンカード申請中の外国人
- ～米国民の配偶者・子供
- ～既にグリーンカードを所持している人
- ～ 医療従事者やエッセンシャルワーカー



②特定の非移民ビザ（H-1B, H-2B, L-1, J-1**と帯同家族） の入国を一時停止（1 of 2）

【概要】 6月24日時点で、米国外において、有効な非移民ビザ（または他の渡航許可）を保持していなかった外国人に対し、下記のビザカテゴリーでの入国が12月31日まで制限されます：

- ▶ H-1B, H-2B ビザ就労者と帯同家族(H-4)
- ▶ L-1A, L-1B ビザ海外転勤者 と帯同家族(L-2)
(ブランクettLビザも対象)
- ▶ J-1ビザ文化交流者** と帯同家族 (J-2)
**研修生(トレーニー)、インターン、サマーキャンプカウンセラー、
教員 (teacher)、オペア(au pair)、SWT(サマーワークトラベル) プログラムのみ対象
(その他のJ-1カテゴリーは対象外)

②特定の非移民ビザ（H-1B, H-2B, L-1, J-1と帯同家族） の入国を一時停止（2 of 2）

【入国一時停止の対象外】

- ▶ 6月24日時点で有効なH-1B, H-2B, L-1, J-1ビザを取得している外国人と帯同家族
- ▶ 米国内に滞在しているH-1B, H-2B, L-1, J-1ビザ保持者と帯同家族
- ▶ その他の非移民ビザ保持者（E-1, E-2, E-3, O/P, TN, F-1 等）
- ▶ 米国のFood Supply Chainに不可欠なサービスを一時的に提供する外国人
- ▶ 米国のNational Interest（国益の促進）とみなされる外国人（次のスライド参照）
- ▶ 米国市民の配偶者と子供、及び永住権（グリーンカード）保持者

【対象外】 米国のNational Interest (国益の促進)とみなされる外国人

米国へ入国することが「米国の国益の促進」とみなされた外国人は入国制限の対象外とみなされ、ビザの取得と入国が可能。

- (1) 米国の防衛・法執行・外交・安全保障にとって重要な外国人
- (2) COVID-19治療にかかわる医療従事者
- (3) COVID-19を対処するための医療研究を行う外国人
- (4) 米国の緊急的かつ継続的な経済回復の促進に必要な外国人

～今後の見通し～

- (1) 大統領令は、入国を制限しており、ビザの発給自体を停止していない。ただし、近々、全世界の在米大使館・領事館が対象ビザ（H-1B, H-2B, H-4, L-1, L-2, J-1, J-2）の発給を停止することが考えられる。（例：ロンドン米大使館）
- (2) 米国内にいるH-1B, H-2B, H-4, L-1, L-2, J-1, J-2ビザ保持者は、対象外なので、有効なビザがある限り、出国・再入国が可能と思われる。ただし、ビザの更新は12月31日、またはそれ以降まで出来ない。
- (3) 米国外にいるH-1B, H-2B, H-4, L-1, L-2, J-1, J-2ビザ保持者は、6月24日時点でビザを取得している場合、対象外なので、入国が可能と思われる。
- (4) 大統領令の期限は今年の12月31日だが、変更や延長となる可能性がある。
- (5) 今後、H-1Bビザや、グリーンカード（EB-2・EB-3）の規制が見直され、新しい審査基準や厳格化の可能性もある。



良くある質問



- ❖ H-1Bビザで米国に滞在していて、ビザもI-94もまだ有効です。米国を出国した場合、再入国出来ますか？
- ❖ 現在、日本にいますが、パスポートにJ-1ビザが発行されています。近々、研修生として米国へ入国出来ますか？
- ❖ 現在、日本におり、近々、東京アメリカ大使館でLビザの面接を予定していました。このような場合でも、Lビザは発給されますか？Eビザの申請へ切り替えることは可能でしょうか？
- ❖ H-1Bビザで米国に滞在していますが、I-94の期限が3か月後に迫っています。どのような対応をするべきでしょうか？
- ❖ L-1ビザで米国に滞在していますが、米国内でI-94延長申請を行いました。延長申請が許可されたら、出入国は出来ますか？
- ❖ L-1ブランクビザで米国に滞在していますが、日本で一時帰国してI-129Sだけの更新は出来ますか？ビザは有効なので、ビザの更新は不要です。

戦略① 米国外にいる新規赴任予定者

▶ Eビザの可能性？

- 申請者の要件（国籍、ポジション等）、会社の要件（Eビザ企業登録）
- 在日大使館の緊急面接枠：緊急性と重要性？

▶ ESTA（ビザ免除プログラム）の可能性？

- ESTAの要件（訪問国、過去のビザ拒否等）
- 90日以内の短期滞在・「短期商用」とみなされる活動内容

▶ 米国 Food Supply Chainエクセプションを通して、Lビザを申請？

- 一時的？
- 不可欠なサービス？

▶ 米国のNational Interest（国益の促進）のエクセプションを通して、Lビザを申請？

- COVID-19治療にかかわる医療研究？
- 米国の経済回復の促進？

戦略② 米国内にいるL-1ビザ就労者

▶ 米国内でI-94滞在延長申請？

- ❑ 米国移民局 (USCIS)の審査基準
- ❑ プレミアムプロセッシング VS 通常申請

▶ 米国内でEステータスへ切り替え申請？

- ❑ I-94期限までに切り替えが許可されないと、就労が出来ない
- ❑ Eステータスへの切り替えが許可されても、出入国は不可

▶ 日本への一時帰国し、Lビザの更新？それともEビザの申請？

- ❑ 日本での14日間の隔離、その後の緊急面接枠
- ❑ 米国 Food Supply ChainやNational Interest エクセプションを通して、Lビザを申請？

▶ 帯同家族が渡米したい場合

- ❑ ESTA (ビザ免除プログラム) ・B-2ビザ申請 (緊急面接枠、子供の学校等)
- ❑ 近々、訴訟の可能性あり

ご清聴ありがとうございました！

【連絡先】

RBL Partners PLLC

<NY> 225 Broadway, NY NY 10007 | 212.960.3593

<LA> 350 S. Figueroa Street, Los Angeles, CA 90071 | 213.239.0099

<Tokyo> 7-7-7 Roppongi, Minato-ku, Tokyo | 03.5789.5158

Email: <info@rblpartners.com>



お断り <Disclaimer >

セミナーの内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

This presentation provides information on legal issues and developments. The slides and presentation are not a comprehensive treatment of the subject matter covered and are not intended to provide legal advice. Seminar attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to the matters discussed in this presentation.